

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成18年12月26日

**【中間会計期間】** 第90期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

**【会社名】** 富士火災海上保険株式会社

**【英訳名】** The Fuji Fire and Marine Insurance Company, Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 ビジャン コスロシャヒ

**【本店の所在の場所】** 大阪府中央区南船場1丁目18番11号

**【電話番号】** 大阪(06)6271 2741(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部長兼業務管理部長 長田 國彦

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区銀座2丁目12番18号

**【電話番号】** 東京(03)3542 3911(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部長兼業務管理部長 長田 國彦

**【縦覧に供する場所】** 当社 東京本社  
(東京都中央区銀座2丁目12番18号)

当社 東海・北陸本部  
(名古屋市中区栄5丁目27番12号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計期間別	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
経常収益 (百万円)	210,249	207,078	205,241	411,692	409,410
正味収入保険料 (百万円)	150,391	149,238	149,776	296,428	296,179
経常利益 (百万円)	5,821	7,432	6,092	15,205	11,880
中間(当期)純利益 (百万円)	3,042	4,721	5,260	7,028	7,604
純資産額 (百万円)	132,936	154,713	171,160	143,633	180,436
総資産額 (百万円)	1,134,505	1,160,774	1,201,079	1,136,742	1,198,598
1株当たり純資産額 (円)	300.46	349.11	386.27	324.28	407.17
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	6.89	10.65	11.87	15.90	17.16
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	6.88	10.65	11.85	15.88	17.15
自己資本比率 (%)	11.72	13.33	14.25	12.64	15.05
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,033	21,398	16,676	10,806	31,207
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,336	38,943	5,015	10,177	53,230
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,612	3,056	3,336	2,518	3,065
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	49,756	47,614	51,785	68,172	43,290
従業員数 (人)	6,810	6,867	6,586	6,716	6,724

(注) 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第88期中	第89期中	第90期中	第88期	第89期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%) 150,159 ( 2.07)	148,873 ( 0.86)	149,372 (0.34)	295,788 ( 2.18)	295,407 ( 0.13)
経常利益 (対前期増減率)	(百万円) (%) 5,762 ( 28.05)	6,706 (16.39)	5,533 ( 17.49)	14,921 ( 49.73)	11,599 ( 22.26)
中間(当期)純利益 (対前期増減率)	(百万円) (%) 3,148 ( 35.22)	4,305 (36.72)	4,940 (14.77)	7,014 ( 36.05)	7,512 (7.09)
正味損害率	(%) 56.72	57.04	58.88	60.94	59.35
正味事業費率	(%) 34.38	34.28	34.20	34.59	34.81
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%) 9,181 (21.35)	10,197 (11.08)	12,393 (21.53)	18,898 (29.23)	21,937 (16.08)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 41,334 (491,272)	41,334 (491,272)	41,334 (491,272)	41,334 (491,272)	41,334 (491,272)
純資産額	(百万円) 130,083	150,052	166,529	140,394	175,505
総資産額	(百万円) 1,044,142	1,049,091	1,070,401	1,037,266	1,077,492
1株当たり純資産額	(円) 294.01	338.59	375.82	316.97	396.04
1株当たり中間(当期) 純利益	(円) 7.13	9.71	11.15	15.87	16.95
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	(円) 7.12	9.71	11.13	15.85	16.94
1株当たり配当額	(円) 7.00	7.50	7.50	7.00	7.50
自己資本比率	(%) 12.46	14.30	15.56	13.54	16.29
従業員数	(人) 6,663	6,686	6,389	6,566	6,533

(注) 1 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	6,394
生命保険事業	192
合計	6,586

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

### (2) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	6,389
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、取締役、執行役及び休職者等は含まれておりません。

### (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間の経常収益は、前中間連結会計期間に比べ18億円減少して2,052億円となり、経常費用は、前中間連結会計期間に比べ4億円減少して1,991億円となりました。この結果、経常利益は、前中間連結会計期間に比べ13億円減少して60億円となりました。これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税等並びに法人税等調整額を加減した中間純利益は、前中間連結会計期間に比べ5億円増加して52億円となりました。

事業の種類別の業績は次のとおりであります。

#### 損害保険事業

グループの主要事業である損害保険事業におきましては、保険引受収益のうち正味収入保険料は前中間連結会計期間に比べ0.4%増加し1,497億円となりました。保険種目ごとにみると自動車保険、自賠責保険を除くすべての種目で増収となりました。また自動車保険、自賠責保険の減収幅についても前年より改善してきました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は、前中間連結会計期間に比べ29億円増加し、807億円となりました。また、資産運用面では、収益性を考慮して効率的に運用した結果、利息及び配当金収入が127億円となり、前中間連結会計期間に比べ22億円増加しました。

事業運営におきましては、お客様の多様なニーズにお応えすべく、高齢者向け傷害保険「シニアの救急箱」や「働く人を応援する自動車保険“ON/OFF”（オンオフ）」を発売するとともに、最上級自動車保険「ベリエスト」や企業向けグループ傷害保険「経営安心部長」、医療保険「みんなの健保」、家庭用火災総合保険「未来住まいる」などの積極的な販売に努め、大きな成果を挙げることができました。お客様サービス面においては、万一お客様が事故を起こされた場合でも品質の高い「安心感」を提供するために、24時間365日弊社社員が常駐するセイフティ24サービスセンターの初期対応機能をさらに強化し、多くのお客様に高い評価をいただくことができました。

#### 生命保険事業

生命保険事業におきましては、当中間連結会計期間の新契約高は925億円、当中間連結会計期間末保有契約高は前中間連結会計期間末に比べ3.6%増加し、1兆5,984億円となりました。収入面では、生命保険料は141億円になりました。一方、支出面では、生命保険金等は17億円となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ84億円増加し、517億円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは166億円の収入となり、前中間連結会計期間との比較では47億円の減少となりました。この要因はその他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)が増加に転じたこと等であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは50億円の支出となり、前中間連結会計期間との比較では339億円の増加となりました。この要因は有価証券の売却・償還による収入が増加したこと等であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払等により33億円の支出となり、前中間連結会計期間に比べ2億円の減少となりました。

## 2 【保険引受の状況】

### (1) 損害保険事業の状況

#### 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前年 増減( )率 (%)	正味支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	対前年 増減( )率 (%)
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	火災	21,327	14.29	1.10	8,261	10.61	11.35
	海上	812	0.55	1.60	397	0.51	12.56
	傷害	14,148	9.48	8.45	4,374	5.62	10.08
	自動車	82,796	55.48	1.53	45,475	58.42	3.42
	自動車損害賠償 責任	22,762	15.25	4.78	14,717	18.91	15.97
	その他	7,392	4.95	5.73	4,612	5.93	6.90
	計	149,239	100.00	0.77	77,839	100.00	0.00
当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	火災	22,389	14.95	4.98	8,567	10.61	3.70
	海上	891	0.60	9.73	418	0.52	5.33
	傷害	14,334	9.57	1.32	5,053	6.26	15.51
	自動車	82,144	54.84	0.79	46,657	57.76	2.60
	自動車損害賠償 責任	22,167	14.80	2.61	15,190	18.81	3.22
	その他	7,848	5.24	6.17	4,883	6.04	5.88
	計	149,776	100.00	0.36	80,770	100.00	3.77

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

元受正味保険料(含む収入積立保険料)

	種目	金額(百万円)	構成比(%)	対前年 増減( )率(%)
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	火災	34,636	18.64	1.66
	海上	709	0.38	4.38
	傷害	33,098	17.81	2.92
	自動車	83,307	44.83	1.52
	自動車損害賠償責任	25,986	13.98	6.23
	その他	8,098	4.36	2.92
	計 (うち収入積立保険料)	185,837 (24,003)	100.00 (12.92)	0.70 ( 3.72)
当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	火災	34,207	18.86	1.24
	海上	859	0.47	21.05
	傷害	29,004	15.99	12.37
	自動車	82,586	45.53	0.87
	自動車損害賠償責任	25,968	14.31	0.07
	その他	8,775	4.84	8.35
	計 (うち収入積立保険料)	181,400 (18,191)	100.00 (10.03)	2.39 ( 24.21)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含む。)



## (2) 生命保険事業の状況

### 保有契約高

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	
	金額 (百万円)	対前年増減 ( )率(%)	金額 (百万円)	対前年増減 ( )率(%)
個人保険	1,316,060	4.88	1,353,797	2.87
個人年金保険	15,786	0.61	15,682	0.66
団体保険	211,148	4.70	228,968	8.44
団体年金保険				

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

### 新契約高

	前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)			当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)		
	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	92,804	92,804		88,659	88,659	
個人年金保険	341	341		407	407	
団体保険	4,926	4,926		3,448	3,448	
団体年金保険						

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

## (参考) 提出会社の状況

### (1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日) (百万円)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日) (百万円)	対前期増減( )額 (百万円)
保険引受収益	178,782	172,965	5,816
保険引受費用	152,021	148,238	3,783
営業費及び一般管理費	24,607	24,993	385
その他収支	1,006	123	882
保険引受利益	1,146	390	1,536

(注) 1 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2 その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

## (2) 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入 保険料 (百万円)	構成比 (%)	対前期 増減( )率 (%)	正味支払 保険金 (百万円)	構成比 (%)	正味損害率 (%)
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	火災	21,294	14.30	1.07	8,217	10.59	41.14
	海上	784	0.53	0.72	362	0.47	50.85
	傷害	14,148	9.50	8.45	4,374	5.64	34.36
	自動車	82,755	55.59	1.54	45,458	58.58	60.65
	自動車損害賠償 責任	22,762	15.29	4.78	14,717	18.97	69.82
	その他	7,128	4.79	4.13	4,466	5.75	67.34
	計	148,873	100.00	0.86	77,597	100.00	57.04
当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	火災	22,325	14.95	4.84	8,555	10.61	40.24
	海上	886	0.59	13.05	396	0.49	47.38
	傷害	14,334	9.60	1.32	5,053	6.27	38.61
	自動車	82,085	54.95	0.81	46,644	57.85	62.78
	自動車損害賠償 責任	22,167	14.84	2.61	15,190	18.84	73.64
	その他	7,572	5.07	6.23	4,790	5.94	68.10
	計	149,372	100.00	0.34	80,631	100.00	58.88

## (3) ソルベンシー・マージン比率

	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在) (百万円)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	310,625	343,531
資本の部合計 (社外流出予定額、繰延資産及び その他有価証券評価差額金等を除く)	116,363	
純資産の部合計 (社外流出予定額、繰延資産及び 評価・換算差額等を除く)		121,612
価格変動準備金	1,535	2,091
異常危険準備金	119,586	128,112
一般貸倒引当金	245	169
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	60,324	76,770
土地の含み損益	12,978	13,357
負債性資本調達手段等		
控除項目		
その他	25,549	28,131
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$	76,518	81,354
一般保険リスク( $R_1$ )	16,312	16,347
予定利率リスク( $R_2$ )	1,003	989
資産運用リスク( $R_3$ )	34,119	38,657
経営管理リスク( $R_4$ )	1,749	1,852
巨大災害リスク( $R_5$ )	36,041	36,617
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	811.9%	844.5%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当中間会計期間から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されておりますが、当社においてはこの変更による影響はありません。

## &lt; ソルベンシー・マージン比率 &gt;

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額: 上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

- ・「通常の前測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険 (一般保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の前測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く。)

予定利率上の危険 (予定利率リスク) : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

資産運用上の危険 (資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の前測を超えて変動することにより発生し得る危険等

経営管理上の危険 (経営管理リスク) : 業務の運営上通常の前測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの

巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク) : 通常の前測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

- ・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益等の総額であります。

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつではありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社では保険業法128条に基づく金融庁行政命令に従い平成18年12月8日に保険金支払い調査に関する報告書を金融庁に提出いたしました。付随的な保険金の支払いに関する調査につきましては調査結果を当社ホームページ等を通じてお知らせしておりますが、今般あらためて対象範囲や調査態勢等を見直した上で、調査を徹底することといたしました。保険金支払い調査に関しまして、お客様をはじめ多くの関係者の皆様にご迷惑をおかけする事態に至りましたことにつきまして、心からお詫び申し上げます。今回の事態を真摯に受け止め、すみやかに調査を完了させるとともに、再発防止に向け鋭意努めてまいります。

#### (1) 付随的な保険金の支払漏れについて調査が最終的に完了する時期

調査期間は2段階に分け平成19年6月末を最終調査完了予定時期といたしますが、可能な限り前倒して調査を進めてまいります。現保管書類等より保険金支払い要件と保険金支払い額の確定が可能な事案および自動車保険の保険種目間の組み合わせ対象事案は平成19年3月末までの完了を予定し、保険金の支払い額についてお客様への確認(実額)が必要な事案については、お客様のご協力のもと、平成19年6月末までの完了を目指しております。

#### (2) 追加調査にかかる態勢

これまで当社では経営管理態勢の強化を図るため、経営委員会の直属組織として「拡大業務改善委員会(委員長：当社代表執行役社長)」を設置し、保険金支払いに関する調査を進めてまいりました。今般の再調査を迅速かつ正確に行うために、平成18年12月に「拡大業務改善委員会」の下に新たにプロジェクトチームを発足させ、損害サービス部門、業務部門等社内各部門、あるいは社外関係会社等より当該調査担当要員として約500名を投入して調査を実施いたします。また、お客様からのお問合せ窓口としてフリーダイヤルを設置し、お客様からのご質問やご照会にお答えいたします。

(3) 調査対象件数

今回の調査は、平成14年4月から平成17年6月までに保険金支払いを完了いたしました約681,000件を対象としています。

(種目別内訳)

		調査完了時期	調査概数(件)
自動車	人関係	平成19年3月末	63,000
	定額払	平成19年3月末	2,000
	実額払	平成19年6月末	233,000
火災	定額払	平成19年3月末	22,000
	実額払	平成19年6月末	55,000
新種	定額払	平成19年3月末	22,000
	実額払	平成19年6月末	47,000
傷害・医療	定額払	平成19年3月末	23,000
	実額払	平成19年6月末	214,000
	合計		681,000

人関係：自動車保険の対人賠償臨時費用保険金、人身傷害臨時費用保険金など

定額払・実額払：保険金を定額もしくは実額でお支払いするもの

また、平成18年11月1日に第三分野商品に関する疾病・介護を支払い事由とする保険金の不払い事案および当社保険金支払管理態勢に関する検証結果について当社ホームページ等を通じてお知らせいたしました。今般、第三分野商品の適正な取扱いを徹底するために、新たな施策を実施いたします。

(1) 医療保険を取扱う代理店の教育と資格化

損害保険契約時の説明責任を果たす観点から、平成19年1月から2月に全代理店を対象として「説明責任履行ガイド(当社作成)」に基づいた説明研修会を実施します。

また、医療保険販売の適正化を図るため、同年2月に医療保険販売研修および理解度テストを実施します。本研修を受講し、かつ理解度テストを修了した代理店に対してのみ、同年4月1日以降、医療保険を継続して販売できる資格を与えます。

(2) 医療保険引受け機能の強化について

医療保険の引受け業務をより厳格に行うために、平成19年1月末までに、A&H保険本部内に「医療保険部」を新設する予定です。ここでは、引受け業務管理態勢の整備とともに、医療保険引受け指針の作成、営業関係者への指導・教育、引受け情報の蓄積とモニタリング等を行います。

(3) 医療保険調査機能強化(告知義務違反や始期前発病による不払い審査機能)

保険金支払い審査態勢の適切性を確保するために、保険金不払い事案の妥当性を、2人の専門医による医学的見解を得ることによって検証する態勢とします。

すでに平成18年4月より、医療保険金支払い業務を一括集中対応していますが、当該支払い部門で告知義務違反や始期前発病を適用すると判断した事案(始期前に医師確認ができた事案は除く)は、支払い管理部門(告知義務違反事案)または地域支払部門長による支払い審査のみならず、専門医によるチェックに基づいて判断する態勢とし、これを平成19年1月末までに整えます。なお、告知義務違反や始期前発病免責規定等を適用した事案につきましては、平成19年1月設置予定の「保険金支払審査会(第三者の評価機関：医師含む)」でその判断の妥当性を確認します。

(4) 終身医療保険の当社の取り扱いについて

当社では、今後の終身医療保険のマーケットからの撤退を決定しました。終身医療保険につきましては、子会社である富士生命保険株式会社でのみ販売いたします。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

(2) 前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等のうち、当中間連結会計期間に完了したものは次のとおりであります。

##### 改修

会社名 設備名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	内容	完了年月
提出会社 高崎ビル	群馬県高崎市	損害保険事業	外内装改修	平成18年8月
提出会社 今治ビル	愛媛県今治市	損害保険事業	空調更新工事	平成18年6月

##### 売却

会社名 設備名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	内容	期末帳簿価額 (百万円)	完了年月
提出会社 名古屋研修センター	愛知県瀬戸市	損害保険事業	研修センター	33	平成18年7月
提出会社 名古屋集合社宅	愛知県瀬戸市	損害保険事業	集合社宅	80	平成18年7月

(3) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日現在)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月26日現在)	上場証券取引所名	内容
普通株式	491,272,777	491,272,777	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	
計	491,272,777	491,272,777		



(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	5,581個(注) 1	5,575個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,581,000株(注) 2	5,575,000株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 429円(注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 429円 資本組入額 215円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができます。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができます。

- 4 (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役、従業員、当社子会社及び当社関係会社の常勤取締役および常勤監査役の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由による場合には、退任または退職後2年間(平成21年6月30日を超えることはない)は、新株予約権の行使を認めるものとします。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)		2,393個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		2,393,000株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)		1株当たり 474円(注) 3
新株予約権の行使期間		平成21年11月1日～ 平成23年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 474円 資本組入額 294円
新株予約権の行使の条件		(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項		取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社を吸収合併して吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が他社の会社分割により吸収分割承継会社となる場合、当社は目的となる株式の数を調整することができます。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}})}{(\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数})}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、また「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとします。

- 4 (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の従業員ならびに当社の子会社の常勤取締役、常勤監査役及び従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由による場合には、退任または退職後2年間(ただし、平成23年10月31日を超えることはない)は、新株予約権の行使を認めるものとします。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)		1,055個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		1,055,000株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)		1株当たり 474円(注) 3
新株予約権の行使期間		平成21年11月1日～ 平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 474円 資本組入額 306円
新株予約権の行使の条件		(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項		取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社を吸収合併して吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が他社の会社分割により吸収分割承継会社となる場合、当社は目的となる株式の数を調整することができます。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}})}{(\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数})}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、また「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとします。

- 4 (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び執行役の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由による場合には、行使期間終了時まで新株予約権の行使を認めるものとします。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日		491,272		41,334		31,032

## (4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
オリックス株式会社	東京都港区芝4丁目1 23	108,768	22.14
エイアイジー ノンライフ ホールディング カンパニー ジャパン インク (常任代理人 シティバンク・ エヌ・エイ東京支店)	70 パインストリート ニューヨーク 10270 ニューヨーク,米国 (東京都品川区東品川2丁目3 14)	98,468	20.04
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 11	37,202	7.57
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 3	13,291	2.71
エイアイユー インシュアラン ス カンパニー (エイアイユー保険会社)	東京都千代田区丸の内1丁目1 3	10,300	2.10
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1 1	10,211	2.08
モルガンスタンレー アンド カンパニー インク (常任代理人 モルガン・スタ ンレー証券株式会社 東京支 店)	1585 ブロードウェイ ニューヨーク 10036 ニューヨーク,米国 (東京都渋谷区恵比寿4丁目20 3)	8,065	1.64
富士火災従業員持株会	大阪市中央区南船場1丁目18 11	5,693	1.16
清水建設株式会社	東京都港区芝浦1丁目2 3	5,153	1.05
富士火災代理店持株会	大阪市中央区島之内1丁目7 21	5,095	1.04
計		302,247	61.52

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式は48,163千株(9.80%)であります。

- 2 当社は、パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社から平成18年10月11日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成18年9月30日現在でパークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社及び共同保有者計8社が下表のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

なお、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	544	0.11
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	11,624	2.37
パークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	4,693	0.96
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・オーストラリア・リミテッド	380	0.08
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	3,711	0.76
パークレイズ・バンク・ピーエルシー	182	0.04
パークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	495	0.10
パークレイズ・キャピタル・インク	493	0.10

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 48,163,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 441,745,000	441,745	
単元未満株式	普通株式 1,364,777		
発行済株式総数	491,272,777		
総株主の議決権		441,745	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が37,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数37個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式187株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場 1丁目18番11号	48,163,000		48,163,000	9.80
計		48,163,000		48,163,000	9.80

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	555	537	502	513	510	474
最低(円)	484	446	423	442	463	429

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

執行役の状況

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役 IT・オペレーション本部長	執行役 IT・オペレーション本部長兼 人事総務グループ長	坂本真樹	平成18年8月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)の中間財務諸表について、中央青山監査法人(現 みすず監査法人)により、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

当社の監査人は次のとおり交代しております。

第89期中(連結・個別) 中央青山監査法人(現 みすず監査法人)

第90期中(連結・個別) あずさ監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		49,717	4.28	51,978	4.33	46,029	3.84
コールローン				2,000	0.17		
買入金銭債権		847	0.07	1,282	0.11	1,035	0.09
金銭の信託		299	0.03	307	0.02	315	0.03
有価証券	3	873,839	75.28	913,105	76.02	924,687	77.15
貸付金	2 4	70,858	6.10	68,796	5.73	67,972	5.67
不動産及び動産	1 5	59,936	5.16			58,556	4.88
有形固定資産	1 5			56,724	4.72		
無形固定資産				283	0.02		
その他資産		82,027	7.07	84,640	7.05	83,951	7.00
繰延税金資産		25,827	2.23	24,037	2.00	18,210	1.52
貸倒引当金		2,468	0.21	2,044	0.17	2,074	0.17
投資損失引当金		110	0.01	31	0.00	86	0.01
資産の部合計		1,160,774	100.00	1,201,079	100.00	1,198,598	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		962,509	82.92	985,007	82.01	973,325	81.21
支払備金		(88,151)		(98,191)		(96,945)	
責任準備金等		(874,357)		(886,816)		(876,379)	
その他負債		34,993	3.01	36,251	3.02	36,847	3.08
退職給付引当金		427	0.04	526	0.04	485	0.04
賞与引当金		950	0.08	938	0.08	134	0.01
特別法上の準備金		1,654	0.14	2,241	0.19	1,965	0.16
価格変動準備金		(1,654)		(2,241)		(1,965)	
繰延税金負債		905	0.08	617	0.05	876	0.07
再評価に係る繰延税金負債	5	4,610	0.40	4,335	0.36	4,527	0.38
負債の部合計		1,006,051	86.67	1,029,919	85.75	1,018,162	84.95
(少数株主持分)							
少数株主持分		9	0.00				
(資本の部)							
資本金		41,334	3.56			41,334	3.45
資本剰余金		31,015	2.67			31,015	2.59
利益剰余金		58,668	5.06			61,528	5.13
土地再評価差額金	5	9,146	0.79			9,268	0.77
その他有価証券評価差額金		45,535	3.92			67,877	5.66
為替換算調整勘定		1,894	0.16			1,245	0.11
自己株式		10,797	0.93			10,806	0.90
資本の部合計		154,713	13.33			180,436	15.05
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		1,160,774	100.00			1,198,598	100.00



区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金				41,334	3.44		
資本剰余金				31,015	2.58		
利益剰余金				63,646	5.30		
自己株式				10,820	0.90		
株主資本合計				125,174	10.42		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金				56,973	4.74		
土地再評価差額金	5			9,598	0.80		
為替換算調整勘定				1,389	0.11		
評価・換算差額等合計				45,985	3.83		
純資産の部合計				171,160	14.25		
負債及び純資産の部合計				1,201,079	100.00		

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		207,078	100.00	205,241	100.00	409,410	100.00
保険引受収益		192,809	93.11	187,663	91.43	379,124	92.60
(うち正味収入保険料)		(149,238)		(149,776)		(296,179)	
(うち収入積立保険料)		(24,003)		(18,191)		(44,499)	
(うち積立保険料等運用益)		(5,206)		(5,366)		(10,695)	
(うち生命保険料)		(14,250)		(14,142)		(27,109)	
資産運用収益		14,089	6.80	17,334	8.45	29,580	7.23
(うち利息及び配当金収入)		(11,389)		(13,865)		(24,495)	
(うち金銭の信託運用益)		(3)		(6)		(8)	
(うち有価証券売却益)		(7,870)		(8,745)		(15,028)	
(うち積立保険料等運用益 振替)		( 5,206)		( 5,366)		( 10,695)	
その他経常収益		179	0.09	243	0.12	705	0.17
経常費用		199,645	96.41	199,149	97.03	397,529	97.10
保険引受費用		164,358	79.37	161,400	78.64	324,222	79.19
(うち正味支払保険金)		(77,839)		(80,770)		(160,799)	
(うち損害調査費)	1	(7,312)		(7,335)		(14,873)	
(うち諸手数料及び集金費)	1	(27,456)		(27,225)		(54,087)	
(うち満期返戻金)		(40,536)		(32,064)		(75,983)	
(うち生命保険金等)		(1,409)		(1,764)		(3,863)	
(うち支払備金繰入額)		(58)		(1,352)		(2,467)	
(うち責任準備金等繰入額)		(9,541)		(10,588)		(11,592)	
資産運用費用		6,401	3.09	9,066	4.42	15,546	3.80
(うち有価証券売却損)		(2,841)		(5,024)		(8,560)	
(うち有価証券評価損)		(27)		(163)		(65)	
営業費及び一般管理費	1	27,634	13.35	28,219	13.75	56,658	13.84
その他経常費用		1,251	0.60	462	0.22	1,102	0.27
(うち支払利息)		(0)		(1)		(0)	
経常利益		7,432	3.59	6,092	2.97	11,880	2.90
特別利益		747	0.36	1,904	0.93	1,041	0.25
その他		(747)		(1,904)		(1,041)	
(うち不動産動産処分益)		((747))		(( ))		((1,040))	
(うち固定資産等処分益)		(( ))		((1,904))		(( ))	
特別損失		673	0.32	488	0.24	7,506	1.83
特別法上の準備金繰入額		(245)		(276)		(556)	
価格変動準備金		((245))		((276))		((556))	
その他	2 3	(427)		(212)		(6,949)	
(うち不動産動産処分損)		((48))		(( ))		((231))	
(うち固定資産等処分損)		(( ))		((130))		(( ))	
税金等調整前中間(当期)純利益		7,506	3.63	7,508	3.66	5,415	1.32
法人税及び住民税等		539	0.26	2,293	1.12	602	0.14
法人税等調整額		2,245	1.09	45	0.02	2,792	0.68
少数株主利益		0	0.00			0	0.00
中間(当期)純利益		4,721	2.28	5,260	2.56	7,604	1.86

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		31,015	31,015
資本剰余金中間期末(期末)残高		31,015	31,015
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		57,257	57,257
利益剰余金増加高		4,721	7,604
中間(当期)純利益		(4,721)	(7,604)
利益剰余金減少高		3,310	3,333
配当金		(3,100)	(3,100)
土地再評価差額金取崩に 伴う剰余金減少高		(196)	(79)
自己株式処分差損		(4)	(4)
米国会計基準に基づく 剰余金減少高		(4)	(142)
英国会計基準に基づく 剰余金減少高		(4)	(7)
利益剰余金中間期末(期末)残高		58,668	61,528

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	41,334	31,015	61,528	10,806	123,072
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			3,323		3,323
中間純利益			5,260		5,260
自己株式の取得				15	15
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			330		330
米国会計基準に基づく剰余金増減			152		152
英国会計基準に基づく剰余金増減			2		2
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		0	2,117	14	2,102
平成18年9月30日残高(百万円)	41,334	31,015	63,646	10,820	125,174

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	
平成18年3月31日残高(百万円)	67,877	9,268	1,245	180,436
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				3,323
中間純利益				5,260
自己株式の取得				15
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				330
米国会計基準に基づく剰余金増減				152
英国会計基準に基づく剰余金増減				2
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	10,904	330	143	11,378
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	10,904	330	143	9,276
平成18年9月30日残高(百万円)	56,973	9,598	1,389	171,160

(注) 平成18年3月期の利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		7,506	7,508	5,415
減価償却費		1,204	1,092	2,401
減損損失		379	81	585
支払備金の増加額		139	1,220	8,705
責任準備金等の増加額		9,384	10,445	11,379
貸倒引当金の増加額		4	30	405
退職給付引当金の増加額		243	41	186
賞与引当金の増加額		805	803	10
価格変動準備金の増加額		245	276	556
利息及び配当金収入		11,389	13,865	24,495
有価証券関係損益( )		5,001	3,497	7,002
支払利息		0	1	0
為替差損益( )		41	47	150
不動産動産関係損益( )		698		809
有形固定資産関係損益( )			1,773	
その他資産(除く投資活動 関連、財務活動関連)の 増加額		6,962	2,099	5,964
その他負債(除く投資活動 関連、財務活動関連)の 増加額		2,390	1,660	674
貸付金関係損益( )		469	0	483
その他		3,172	3,756	6,217
小計		10,507	2,254	7,978
利息及び配当金の受取額		10,993	14,581	24,012
利息の支払額		0	1	0
法人税等の支払額		839	1,136	1,519
法人税等の還付額		737	978	737
営業活動による キャッシュ・フロー		21,398	16,676	31,207

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		196	617	803
買入金銭債権の取得 による支出		806	2,422	1,696
買入金銭債権の 売却・償還による収入		1,016	2,165	1,745
金銭の信託の増加 による支出			24	
金銭の信託の減少 による収入			20	
有価証券の取得による支出		779,051	776,796	1,622,500
有価証券の売却・償還 による収入		735,865	773,739	1,565,802
貸付けによる支出		9,389	21,715	26,572
貸付金の回収による収入		15,020	20,891	35,074
その他		3,165	3,802	6,199
小計 ( + )		40,705 ( 19,307)	7,327 (9,349)	55,149 ( 23,941)
不動産及び動産の取得 による支出		285		1,110
不動産及び動産の売却 による収入		2,047		3,040
有形固定資産の取得 による支出			755	
有形固定資産の売却 による収入			3,068	
その他		0	0	10
投資活動による キャッシュ・フロー		38,943	5,015	53,230
財務活動による キャッシュ・フロー				
自己株式の取得による支出		11	15	19
自己株式の処分による収入		55	0	56
配当金の支払額		3,100	3,321	3,102
財務活動による キャッシュ・フロー		3,056	3,336	3,065
現金及び現金同等物に 係る換算差額		44	170	206
現金及び現金同等物の増加額		20,557	8,495	24,881
現金及び現金同等物期首残高		68,172	43,290	68,172
現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高	1	47,614	51,785	43,290

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社数 3社 富士生命保険株式会社 American Fuji Fire &amp; Marine Insurance Company Fuji International Insurance Company Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 主な非連結子会社は富士損害サービス株式会社であります。 非連結子会社については、総資産、売上高(経常収益)、中間純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 主な非連結子会社は富士損害サービス株式会社であります。 非連結子会社については、総資産、売上高(経常収益)、当期純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>非連結子会社及び関連会社については、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>	<p>非連結子会社及び関連会社(富士マネジメントサービス株式会社)については、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>	<p>非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>富士生命保険株式会社を除く連結子会社の中間決算日は6月30日であり、同日現在の中間財務諸表を使用しておりますが、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>同左</p>	<p>富士生命保険株式会社を除く連結子会社の決算日は12月31日であり、同日現在の決算財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>海外連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は主に時価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>



項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)												
	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>(3) 不動産及び動産の減価償却の方法 主として不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="427 824 671 882"> <tr> <td>不動産</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>4年～6年</td> </tr> </table> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p>	不動産	15年～50年	動産	4年～6年	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 提出会社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="751 853 995 911"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4年～6年</td> </tr> </table> <p>在外連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p>	建物	15年～50年	その他	4年～6年	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(3) 不動産及び動産の減価償却の方法 主として不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1075 824 1319 882"> <tr> <td>不動産</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>4年～6年</td> </tr> </table> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p>	不動産	15年～50年	動産	4年～6年
不動産	15年～50年														
動産	4年～6年														
建物	15年～50年														
その他	4年～6年														
不動産	15年～50年														
動産	4年～6年														

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,320百万円であります。</p>	<p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,268百万円であります。</p>	<p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,267百万円であります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、取締役及び執行役の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末における要支給額276百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当中間連結会計期間より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しております。これにより経常利益及び税金等調整前中間純利益は248百万円増加しております。</p>	<p>投資損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、取締役及び執行役の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末における要支給額330百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>投資損失引当金 資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、取締役及び執行役の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額320百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しております。これにより経常利益及び税金等調整前当期純利益は497百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>賞与引当金 従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(追加情報) 前連結会計年度において、内勤社員の賞与支給規程を改定したことに伴い、賞与の支給対象期間を変更しております。この結果、支給予定の賞与のうち当中間連結会計期間の負担に帰属する金額がないため、内勤社員に係る賞与引当金は計上しておりません。</p> <p>価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	<p>賞与引当金 従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>価格変動準備金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(6) 消費税等の処理方法 同左</p>	<p>賞与引当金 従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>価格変動準備金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 消費税等の処理方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲</p>	<p>(7) 重要なリース取引の処理方法 主としてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法 一部の為替変動リスクのヘッジについて、振当処理によっております。</p> <p>(9) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している利益処分方式による圧縮積立金及び圧縮特別勘定積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>	<p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>同左</p>	<p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法 一部の為替変動リスクのヘッジについて、振当処理によっております。</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。この結果、従来の方によった場合と比較して、税金等調整前中間純利益は379百万円減少しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、171,160百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は585百万円減少しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前中間連結会計期間において、「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産」として表示しております。</li> <li>前中間連結会計期間において、「その他資産」に含めていた借地権等を、当中間連結会計期間から「無形固定資産」として表示しております。</li> </ol> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前中間連結会計期間において、「不動産動産処分益」及び「不動産動産処分損」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から、それぞれ「固定資産等処分益」及び「固定資産等処分損」として表示しております。</li> </ol> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前中間連結会計期間において、「不動産動産関係損益」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産関係損益」として表示しております。</li> <li>前中間連結会計期間において、「不動産及び動産の取得による支出」、「不動産及び動産の売却による収入」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間からそれぞれ「有形固定資産の取得による支出」、「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。</li> </ol>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>提出会社のIBNR備金については、従来、算式見積法により算出しておりましたが、当連結会計年度より一部保険種目について統計的手法により計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」(案)の公表に伴い、来期より導入される同手法を早期適用することにより、財務内容の一層の健全化を図るために行なったものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法により算出した額との差額を特別損失として計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は6,132百万円少なく計上されております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>1 不動産及び動産の減価償却累計額は70,190百万円、圧縮記帳額は6,436百万円であります。</p> <p>2</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は22百万円、延滞債権額は1,543百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものではありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は51百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は66,160百万円、圧縮記帳額は5,818百万円であります。</p> <p>2</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は84百万円、延滞債権額は1,275百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものではありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものではありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 不動産及び動産の減価償却累計額は67,696百万円、圧縮記帳額は6,227百万円であります。</p> <p>2</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものではありません。延滞債権額は1,447百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものではありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものではありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>



前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)																		
<p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は1,617百万円であります。</p> <p>3 担保に供している資産は有価証券4,706百万円であります。</p> <p>4 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="159 481 486 616"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>1,400百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>536百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>863百万円</td> </tr> </table> <p>5 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>(1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日</p> <p>(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。</p> <p>(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、8,505百万円</p>	貸出コミットメントの総額	1,400百万円	貸出実行残高	536百万円	差引額	863百万円	<p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は1,360百万円であります。</p> <p>3 担保に供している資産は有価証券5,206百万円であります。</p> <p>4 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="579 481 906 616"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>3,520百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>2,625百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>894百万円</td> </tr> </table> <p>5 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>(1) 再評価の実施年月日 同左</p> <p>(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 同左</p> <p>(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、8,154百万円であります。</p>	貸出コミットメントの総額	3,520百万円	貸出実行残高	2,625百万円	差引額	894百万円	<p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は1,447百万円であります。</p> <p>3 担保に供している資産は有価証券5,671百万円であります。</p> <p>4 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="999 481 1326 616"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>4,520百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>2,635百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,884百万円</td> </tr> </table> <p>5 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>(1) 再評価の実施年月日 同左</p> <p>(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 同左</p> <p>(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、8,529百万円であります。</p>	貸出コミットメントの総額	4,520百万円	貸出実行残高	2,635百万円	差引額	1,884百万円
貸出コミットメントの総額	1,400百万円																			
貸出実行残高	536百万円																			
差引額	863百万円																			
貸出コミットメントの総額	3,520百万円																			
貸出実行残高	2,625百万円																			
差引額	894百万円																			
貸出コミットメントの総額	4,520百万円																			
貸出実行残高	2,635百万円																			
差引額	1,884百万円																			

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																		
<p>1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">20,997百万円</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td style="text-align: right;">14,820百万円</td> </tr> <tr> <td>募集費</td> <td style="text-align: right;">8,152百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>2 特別損失の「その他」の内訳は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">379百万円</td> </tr> <tr> <td>不動産動産処分損</td> <td style="text-align: right;">48百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">427百万円</td> </tr> </table> <p>3 固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険事業等の用に供している不動産等について保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用資産、遊休資産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 賃貸用資産の一部については、各々の不動産から生ずる損益が継続してマイナスとなっているものがあり、これらの物件のうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回っている物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>また、遊休資産等については将来の用途が定まっていないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>		20,997百万円	給与	14,820百万円	募集費	8,152百万円	減損損失	379百万円	不動産動産処分損	48百万円	計	427百万円	<p>1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">21,483百万円</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td style="text-align: right;">14,986百万円</td> </tr> <tr> <td>募集費</td> <td style="text-align: right;">7,643百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p>		21,483百万円	給与	14,986百万円	募集費	7,643百万円	<p>1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">41,385百万円</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td style="text-align: right;">29,598百万円</td> </tr> <tr> <td>募集費</td> <td style="text-align: right;">16,219百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>2 特別損失の「その他」の内訳は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>I B N R 備金</td> <td style="text-align: right;">6,132百万円</td> </tr> <tr> <td>追加計上額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">585百万円</td> </tr> <tr> <td>不動産動産処分損</td> <td style="text-align: right;">231百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,949百万円</td> </tr> </table> <p>3 固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険事業等の用に供している不動産等について保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用資産、遊休資産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 賃貸用資産の一部については、各々の不動産から生ずる損益が継続してマイナスとなっているものがあり、これらの物件のうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回っている物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>また、遊休資産等については将来の用途が定まっていないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>		41,385百万円	給与	29,598百万円	募集費	16,219百万円	I B N R 備金	6,132百万円	追加計上額		減損損失	585百万円	不動産動産処分損	231百万円	計	6,949百万円
	20,997百万円																																			
給与	14,820百万円																																			
募集費	8,152百万円																																			
減損損失	379百万円																																			
不動産動産処分損	48百万円																																			
計	427百万円																																			
	21,483百万円																																			
給与	14,986百万円																																			
募集費	7,643百万円																																			
	41,385百万円																																			
給与	29,598百万円																																			
募集費	16,219百万円																																			
I B N R 備金	6,132百万円																																			
追加計上額																																				
減損損失	585百万円																																			
不動産動産処分損	231百万円																																			
計	6,949百万円																																			

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																													
(3) 減損損失を認識した資産グループの概要及び減損損失の資産種類ごとの内訳				(3) 減損損失を認識した資産グループの概要及び減損損失の資産種類ごとの内訳																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">場所等</th> <th colspan="4">減損損失(百万円)</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用不動産</td> <td>土地及び建物</td> <td>下関ビル</td> <td>45</td> <td>100</td> <td></td> <td>145</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地及び建物</td> <td>高山市内に保有している用地等(全27物件)</td> <td>123</td> <td>63</td> <td></td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>遊休不動産内や倉庫に保管している動産</td> <td></td> <td></td> <td>46</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>168</td> <td>163</td> <td>46</td> <td>379</td> </tr> </tbody> </table>		用途	種類	場所等	減損損失(百万円)				土地	建物	その他	計	賃貸用不動産	土地及び建物	下関ビル	45	100		145	遊休資産	土地及び建物	高山市内に保有している用地等(全27物件)	123	63		187	動産	遊休不動産内や倉庫に保管している動産			46	46	計			168	163	46	379			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">場所等</th> <th colspan="4">減損損失(百万円)</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用不動産</td> <td>土地及び建物</td> <td>下関ビル</td> <td>45</td> <td>100</td> <td></td> <td>145</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地及び建物</td> <td>高山市所在の用地等、全38物件</td> <td>228</td> <td>87</td> <td></td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>遊休不動産内や倉庫に保管している動産</td> <td></td> <td></td> <td>124</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>273</td> <td>187</td> <td>124</td> <td>585</td> </tr> </tbody> </table>		用途	種類	場所等	減損損失(百万円)				土地	建物	その他	計	賃貸用不動産	土地及び建物	下関ビル	45	100		145	遊休資産	土地及び建物	高山市所在の用地等、全38物件	228	87		315	動産	遊休不動産内や倉庫に保管している動産			124	124	計			273	187	124	585
用途	種類				場所等	減損損失(百万円)																																																																											
		土地	建物	その他		計																																																																											
賃貸用不動産	土地及び建物	下関ビル	45	100		145																																																																											
遊休資産	土地及び建物	高山市内に保有している用地等(全27物件)	123	63		187																																																																											
	動産	遊休不動産内や倉庫に保管している動産			46	46																																																																											
計			168	163	46	379																																																																											
用途	種類	場所等	減損損失(百万円)																																																																														
			土地	建物	その他	計																																																																											
賃貸用不動産	土地及び建物	下関ビル	45	100		145																																																																											
遊休資産	土地及び建物	高山市所在の用地等、全38物件	228	87		315																																																																											
	動産	遊休不動産内や倉庫に保管している動産			124	124																																																																											
計			273	187	124	585																																																																											
(4) 回収可能価額の算定方法 賃貸用資産については、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。また、遊休資産については、正味売却価額を回収可能価額としております。 不動産の正味売却価額は、売却予定額、不動産鑑定士による鑑定評価額、路線価方式による相続税評価額等を基に算定しております。また、使用価値の算定に使用した割引率は8.5%であります。				(4) 回収可能価額の算定方法 賃貸用資産については、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。また、遊休資産については、正味売却価額を回収可能価額としております。 不動産の正味売却価額は、売却予定額、不動産鑑定士による鑑定評価額、路線価方式による相続税評価額等を基に算定しております。また、使用価値の算定に使用した割引率は8.5%であります。																																																																													

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式 普通株式	491,272			491,272
自己株式 普通株式	48,132	32	0	48,163

(変動事由の概要)

自己株式の増加32千株は単元未満株式の買取りによるものであり、減少0千株は単元未満株主への売渡しによるものであります。

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年5月19日 取締役会	普通株式	3,323百万円	7円50銭	平成18年3月31日	平成18年6月26日

[次へ](#)

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成17年 9月30日現在)</p> <p>(百万円)</p> <table data-bbox="159 481 478 728"> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>49,717</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>847</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>2,102</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の買入金銭債権</td><td>847</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>47,614</u></td></tr> </table> <p>2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	49,717	買入金銭債権	847	預入期間が3か月を超える定期預金	2,102	現金同等物以外の買入金銭債権	847	現金及び現金同等物	<u>47,614</u>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成18年 9月30日現在)</p> <p>(百万円)</p> <table data-bbox="582 481 901 761"> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>51,978</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>1,282</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>2,192</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の買入金銭債権</td><td>1,282</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>51,785</u></td></tr> </table> <p>2 同左</p>	現金及び預貯金	51,978	コールローン	2,000	買入金銭債権	1,282	預入期間が3か月を超える定期預金	2,192	現金同等物以外の買入金銭債権	1,282	現金及び現金同等物	<u>51,785</u>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成18年 3月31日現在)</p> <p>(百万円)</p> <table data-bbox="997 481 1316 728"> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>46,029</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>1,035</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>2,739</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の買入金銭債権</td><td>1,035</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>43,290</u></td></tr> </table> <p>2 同左</p>	現金及び預貯金	46,029	買入金銭債権	1,035	預入期間が3か月を超える定期預金	2,739	現金同等物以外の買入金銭債権	1,035	現金及び現金同等物	<u>43,290</u>
現金及び預貯金	49,717																																	
買入金銭債権	847																																	
預入期間が3か月を超える定期預金	2,102																																	
現金同等物以外の買入金銭債権	847																																	
現金及び現金同等物	<u>47,614</u>																																	
現金及び預貯金	51,978																																	
コールローン	2,000																																	
買入金銭債権	1,282																																	
預入期間が3か月を超える定期預金	2,192																																	
現金同等物以外の買入金銭債権	1,282																																	
現金及び現金同等物	<u>51,785</u>																																	
現金及び預貯金	46,029																																	
買入金銭債権	1,035																																	
預入期間が3か月を超える定期預金	2,739																																	
現金同等物以外の買入金銭債権	1,035																																	
現金及び現金同等物	<u>43,290</u>																																	

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																										
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>391</td> <td>121</td> <td></td> <td>269</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	動産	391	121		269	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>1,111</td> <td>288</td> <td></td> <td>822</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	動産	1,111	288		822	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>863</td> <td>201</td> <td></td> <td>662</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	863	201		662												
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																								
動産	391	121		269																																								
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																								
動産	1,111	288		822																																								
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																								
動産	863	201		662																																								
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>83百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>185百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>269百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が不動産及び動産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	1年内	83百万円	1年超	185百万円	合計	269百万円	支払リース料	25百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	25百万円	減損損失	百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>229百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>592百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>822百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>108百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>108百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	229百万円	1年超	592百万円	合計	822百万円	支払リース料	108百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	108百万円	減損損失	百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>198百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>463百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>662百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>128百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>128百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	198百万円	1年超	463百万円	合計	662百万円	支払リース料	128百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	128百万円	減損損失	百万円
1年内	83百万円																																											
1年超	185百万円																																											
合計	269百万円																																											
支払リース料	25百万円																																											
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																											
減価償却費相当額	25百万円																																											
減損損失	百万円																																											
1年内	229百万円																																											
1年超	592百万円																																											
合計	822百万円																																											
支払リース料	108百万円																																											
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																											
減価償却費相当額	108百万円																																											
減損損失	百万円																																											
1年内	198百万円																																											
1年超	463百万円																																											
合計	662百万円																																											
支払リース料	128百万円																																											
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																											
減価償却費相当額	128百万円																																											
減損損失	百万円																																											

[次へ](#)

## (有価証券関係)

## 有価証券

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	51,964	52,192	228	65,202	64,289	912	58,319	58,058	260
外国証券	34	34		36	36		34	34	
合計	51,999	52,227	228	65,238	64,325	912	58,354	58,093	260

## 2 その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	464,174	465,534	1,359	436,387	436,164	222	388,156	386,618	1,538
株式	58,749	119,929	61,180	61,117	138,845	77,727	61,105	151,707	90,601
外国証券	88,424	89,710	1,286	111,301	112,409	1,108	159,171	158,985	185
その他	116,861	124,285	7,423	140,741	150,818	10,076	142,603	159,703	17,100
合計	728,210	799,460	71,249	749,547	838,237	88,690	751,037	857,015	105,977

(注)

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
1	「その他」の主なものは、投資信託受益証券(取得原価112,480百万円、中間連結貸借対照表計上額119,897百万円、差額7,416百万円)であります。	「その他」の主なものは、投資信託受益証券(取得原価135,522百万円、中間連結貸借対照表計上額145,580百万円、差額10,058百万円)であります。	1 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」の主なものは投資信託受益証券(取得原価117,298百万円、連結貸借対照表計上額135,081百万円、差額17,783百万円)であります。
2	その他有価証券で時価のあるものについて4百万円減損処理を行っております。 なお、当該有価証券の減損にあたっては、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。	2 その他有価証券で時価のあるものについて25百万円減損処理を行っております。 なお、当該有価証券の減損にあたっては、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。	2 その他有価証券で時価があるものについて3百万円減損処理を行っております。 なお、当該有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。	(1) 満期保有目的の債券 同左	(1) 満期保有目的の債券 同左
(2) その他有価証券	(2) その他有価証券	(2) その他有価証券
公社債          100百万円	公社債          100百万円	公社債          100百万円
株式           3,892百万円	株式           3,696百万円	株式           3,853百万円
外国証券      18,035百万円	外国証券      5,468百万円	外国証券      5,002百万円
その他          10百万円	その他          10百万円	その他          10百万円



(金銭の信託関係)

金銭の信託

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(注)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
上記のほか取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が299百万円あります。	上記のほか取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が307百万円あります。	上記のほか取得原価をもって連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が315百万円あります。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	通貨オプション取引 買建プット オーストラリアドル							3,792 (10)	18	7
	合計									7

(注) 1 上記記載以外のデリバティブ取引は、該当がないため記載を省略しております。

2 通貨オプション取引の時価は、市場金利、残存期間、ボラティリティ等を用いて算定しております。

3 通貨オプション取引については、契約額の下に( )で契約時のオプション料を示しております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計(百万円)	消去(百万円)	連結(百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	189,761	15,656	205,417	(175)	205,241
(2) セグメント間の内部 経常収益	370	18	389	(389)	
計	190,131	15,674	205,806	(565)	205,241
経常費用	184,545	15,169	199,714	(565)	199,149
経常利益	5,586	505	6,092		6,092

(注) 1 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業.....損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業.....生命保険引受業務及び資産運用業務

3 当中間連結会計期間における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額は、生命保険事業セグメントに係る経常収益のうちの支払備金戻入額を中間連結損益計算書上は経常費用のうちの支払備金繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計(百万円)	消去(百万円)	連結(百万円)
経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	386,980	29,705	416,685	(7,274)	409,410
(2) セグメント間の内部 経常収益	719	16	736	(736)	
計	387,699	29,721	417,421	(8,011)	409,410
経常費用	376,148	29,393	405,541	(8,011)	397,529
経常利益	11,551	328	11,880		11,880

(注) 1 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業.....損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業.....生命保険引受業務及び資産運用業務

3 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金等戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの責任準備金等繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4 (4) に記載のとおり、当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しております。

これにより損害保険事業の経常利益は497百万円増加しております。生命保険事業の経常利益に影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

同上

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

同上

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

同上

( 1 株当たり情報)

前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度	
1株当たり純資産額	349.11円	1株当たり純資産額	386.27円	1株当たり純資産額	407.17円
1株当たり中間純利益	10.65円	1株当たり中間純利益	11.87円	1株当たり当期純利益	17.16円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	10.65円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	11.85円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	17.15円

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	4,721	5,260	7,604
普通株主に帰属しない金額(百万円)			
普通株式に係る 中間(当期)純利益(百万円)	4,721	5,260	7,604
普通株式の期中平均株式数(千株)	443,097	443,125	443,122
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)			
普通株式増加数(千株)	52	646	202
(うち新株予約権(千株))	(52)	(646)	(202)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。	同左	同左

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)		171,160	
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)			
普通株式に係る 中間期末の純資産額(百万円)		171,160	
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(千株)		443,109	

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		<p>1 自己株式の取得</p> <p>当社は、平成18年 5月19日開催の取締役会において、会社法第165条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>(1) 理由</p> <p>機動的な資本政策を遂行することを可能とするため</p> <p>(2) 取得する株式の種類</p> <p>普通株式</p> <p>(3) 取得する株式の数</p> <p>6,000,000株(上限)</p> <p>(4) 株式取得価額の総額</p> <p>3,000百万円(上限)</p> <p>(5) 自己株式取得の日程</p> <p>平成18年 5月22日から 平成18年12月25日まで</p> <p>2 ストックオプション制度の採用</p> <p>平成18年 6月23日開催の第89回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権(ストックオプション)を、当社の従業員ならびに当社の子会社の常勤取締役、常勤監査役及び従業員に対して無償により発行することを決議しております。</p> <p>また、平成18年 6月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役に対して新株予約権を発行することを決議しております。</p> <p>なお、ストックオプション制度の詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
現金及び預貯金		41,000	3.91	45,528	4.25	37,182	3.45
買入金銭債権		600	0.06	600	0.06	600	0.06
金銭の信託		20	0.00			20	0.00
有価証券	3	780,499	74.40	802,532	74.97	822,826	76.37
貸付金	4 7	66,702	6.36	63,838	5.96	63,408	5.88
不動産及び動産	1 8	59,900	5.71			58,519	5.43
有形固定資産	1 8			56,682	5.30		
無形固定資産				276	0.03		
その他資産	2	77,214	7.36	79,250	7.40	79,075	7.34
繰延税金資産		25,728	2.45	23,768	2.22	18,020	1.67
貸倒引当金		2,464	0.24	2,043	0.19	2,074	0.19
投資損失引当金		110	0.01	31	0.00	86	0.01
資産の部合計		1,049,091	100.00	1,070,401	100.00	1,077,492	100.00
<b>(負債の部)</b>							
保険契約準備金		859,560	81.93	862,738	80.60	860,761	79.89
支払備金	5	(82,895)		(92,162)		(90,751)	
責任準備金	6	(776,665)		(770,576)		(770,009)	
その他負債	2	31,953	3.05	33,244	3.11	34,235	3.18
退職給付引当金		427	0.04	523	0.05	485	0.04
賞与引当金		950	0.09	938	0.09	134	0.01
特別法上の準備金		1,535	0.15	2,091	0.19	1,843	0.17
価格変動準備金		(1,535)		(2,091)		(1,843)	
再評価に係る繰延税金負債	8	4,610	0.44	4,335	0.40	4,527	0.42
負債の部合計		899,038	85.70	903,871	84.44	901,987	83.71
<b>(資本の部)</b>							
資本金		41,334	3.94			41,334	3.84
資本剰余金		31,032	2.96			31,032	2.88
資本準備金		(31,032)		( )		(31,032)	
利益剰余金		54,794	5.22			58,119	5.39
利益準備金		(9,550)		( )		(9,550)	
任意積立金		(37,500)		( )		(37,500)	
中間(当期)未処分利益		(7,744)		( )		(11,069)	
土地再評価差額金	8	9,146	0.87			9,268	0.86
その他有価証券評価差額金		42,836	4.08			65,093	6.04
自己株式		10,797	1.03			10,806	1.00
資本の部合計		150,052	14.30			175,505	16.29
負債及び資本の部合計		1,049,091	100.00			1,077,492	100.00



区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金				41,334	3.86		
資本剰余金							
資本準備金		( )		(31,032)		( )	
その他資本剰余金		( )		(0)		( )	
資本剰余金合計				31,032	2.90		
利益剰余金							
利益準備金		( )		(10,250)		( )	
その他利益剰余金		( )		(49,817)		( )	
特別準備金		(( ))		((13,650))		(( ))	
配当引当準備金		(( ))		((4,400))		(( ))	
特別危険準備金		(( ))		((22,350))		(( ))	
圧縮積立金		(( ))		((264))		(( ))	
繰越利益剰余金		(( ))		((9,153))		(( ))	
利益剰余金合計				60,067	5.61		
自己株式				10,820	1.01		
株主資本合計				121,612	11.36		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金				54,515	5.09		
土地再評価差額金	8			9,598	0.89		
評価・換算差額等合計				44,916	4.20		
純資産の部合計				166,529	15.56		
負債及び純資産の部合計				1,070,401	100.00		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		192,126	100.00	189,376	100.00	386,289	100.00
保険引受収益		178,782	93.05	172,965	91.34	358,017	92.68
(うち正味収入保険料)	1	(148,873)		(149,372)		(295,407)	
(うち収入積立保険料)		(24,003)		(18,191)		(44,499)	
(うち積立保険料等運用益)		(5,206)		(5,366)		(10,695)	
(うち支払備金戻入額)	4	(22)		( )		( )	
(うち責任準備金戻入額)	5	(616)		( )		(7,272)	
資産運用収益		12,852	6.69	15,838	8.36	26,940	6.97
(うち利息及び配当金収入)	6	(10,197)		(12,393)		(21,937)	
(うち金銭の信託運用益)		(0)		(0)		(0)	
(うち有価証券売却益)		(7,830)		(8,730)		(14,957)	
(うち積立保険料等運用益 振替)		( 5,206)		( 5,366)		( 10,695)	
その他経常収益		492	0.26	572	0.30	1,331	0.35
経常費用		185,420	96.51	183,843	97.08	374,689	97.00
保険引受費用		152,021	79.13	148,238	78.28	305,194	79.01
(うち正味支払保険金)	2	(77,597)		(80,631)		(160,461)	
(うち損害調査費)		(7,312)		(7,320)		(14,863)	
(うち諸手数料及び集金費)	3	(26,422)		(26,087)		(51,984)	
(うち満期返戻金)		(40,536)		(32,064)		(75,983)	
(うち支払備金繰入額)	4	( )		(1,411)		(1,700)	
(うち責任準備金繰入額)	5	( )		(566)		( )	
資産運用費用		6,398	3.33	9,060	4.78	15,537	4.02
(うち有価証券売却損)		(2,840)		(5,023)		(8,558)	
(うち有価証券評価損)		(27)		(163)		(65)	
営業費及び一般管理費		25,747	13.40	26,076	13.77	52,856	13.68
その他経常費用		1,252	0.65	467	0.25	1,101	0.29
(うち支払利息)		(0)		(1)		(0)	
経常利益		6,706	3.49	5,533	2.92	11,599	3.00
特別利益	7	747	0.39	1,904	1.01	1,040	0.27
特別損失	8 9	649	0.34	460	0.24	7,477	1.93
(うち特別法上の準備金繰入額)		(222)		(247)		(530)	
((価格変動準備金))		((222))		((247))		((530))	
税引前中間(当期)純利益		6,803	3.54	6,977	3.69	5,162	1.34
法人税及び住民税		136	0.07	2,002	1.06	236	0.06
法人税等調整額		2,362	1.23	33	0.02	2,585	0.67
中間(当期)純利益		4,305	2.24	4,940	2.61	7,512	1.95
前期繰越利益		3,641				3,641	
土地再評価差額金取崩額		196				79	
自己株式処分差損		4				4	
中間(当期)未処分利益		7,744				11,069	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金								
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金								
					特別準備金	配当引当準備金	特別危険準備金	圧縮積立金	圧縮特別勘定積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	41,334	31,032		9,550	12,450	3,200	21,150	273	426	11,069	10,806	119,679	
中間会計期間中の変動額													
利益準備金の積立(注)				700						700			
特別準備金の積立(注)					1,200					1,200			
配当引当準備金の積立(注)						1,200				1,200			
特別危険準備金の積立(注)							1,200			1,200			
圧縮積立金の取崩(注)								8		8			
圧縮特別勘定積立金の取崩(注)									426	426			
剰余金の配当(注)										3,323		3,323	
中間純利益										4,940		4,940	
自己株式の取得											15	15	
自己株式の処分			0								0	0	
土地再評価差額金の取崩										330		330	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)													
中間会計期間中の変動額合計(百万円)			0	700	1,200	1,200	1,200	8	426	1,916	14	1,932	
平成18年9月30日残高(百万円)	41,334	31,032	0	10,250	13,650	4,400	22,350	264		9,153	10,820	121,612	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	
平成18年3月31日残高(百万円)	65,093	9,268	175,505
中間会計期間中の変動額			
利益準備金の積立(注)			
特別準備金の積立(注)			
配当引当準備金の積立(注)			
特別危険準備金の積立(注)			
圧縮積立金の取崩(注)			
圧縮特別勘定積立金の取崩(注)			
剰余金の配当(注)			3,323
中間純利益			4,940
自己株式の取得			15
自己株式の処分			0
土地再評価差額金の取崩			330
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	10,577	330	10,908
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	10,577	330	8,975
平成18年9月30日残高(百万円)	54,515	9,598	166,529

(注) 平成18年3月期の利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度												
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>(5) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>(6) 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3 不動産及び動産の減価償却の方法</p> <p>不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="113 1738 483 1805"> <tr> <td>不動産</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>4年～6年</td> </tr> </table>	不動産	15年～50年	動産	4年～6年	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) 同左</p> <p>2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>3 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="534 1709 904 1776"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4年～6年</td> </tr> </table>	建物	15年～50年	その他	4年～6年	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>(6) 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p> <p>3 不動産及び動産の減価償却の方法</p> <p>不動産及び動産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="954 1738 1324 1805"> <tr> <td>不動産</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>4年～6年</td> </tr> </table>	不動産	15年～50年	動産	4年～6年
不動産	15年～50年													
動産	4年～6年													
建物	15年～50年													
その他	4年～6年													
不動産	15年～50年													
動産	4年～6年													

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,320百万円であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,268百万円であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>同左</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,267百万円であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>(3) 退職給付引当金  従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、取締役及び執行役の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額276百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)  当中間会計期間より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しております。これにより経常利益及び税引前中間純利益は248百万円増加しております。</p> <p>(4) 賞与引当金  従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(追加情報)  前事業年度において、内勤社員の賞与支給規程を改定したことに伴い、賞与の支給対象期間を変更しております。この結果、支給予定の賞与のうち当中間会計期間の負担に帰属する金額がないため、内勤社員に係る賞与引当金は計上しておりません。</p> <p>(5) 価格変動準備金  株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金  従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、取締役及び執行役の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額330百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>(4) 賞与引当金  従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金  同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金  従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>上記のほか、取締役及び執行役の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額320百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)  当事業年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しております。これにより経常利益及び税引前当期純利益は497百万円増加しております。</p> <p>(4) 賞与引当金  従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金  同左</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8 ヘッジ会計の方法 一部の為替変動リスクのヘッジについて、振当処理によっております。</p> <p>9 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している利益処分方式による圧縮積立金及び圧縮特別勘定積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>6 消費税等の会計処理 同左</p> <p>7 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 消費税等の会計処理 同左</p> <p>7 リース取引の処理方法 同左</p> <p>8 ヘッジ会計の方法 一部の為替変動リスクのヘッジについて、振当処理によっております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は379百万円減少しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、166,529百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前当期純利益は585百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間	当中間会計期間
	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前中間会計期間において、「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間会計期間から「有形固定資産」として表示しております。</li> <li>前中間会計期間において、「その他資産」に含めていた借地権等を、当中間会計期間から「無形固定資産」として表示しております。</li> </ol>



追加情報

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
		<p>I B N R 備金については、従来、算式見積法により算出しておりましたが、当期より一部保険種目について統計的手法により計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」(案)の公表に伴い、来期より導入される同手法を早期適用することにより、財務内容の一層の健全化を図るために行なったものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法により算出した額との差額を特別損失として計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、税引前当期純利益は6,132百万円少なく計上されております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>1 不動産及び動産の減価償却累計額は70,050百万円、圧縮記帳額は6,436百万円であります。</p> <p>2 収益に係る消費税等についてはその他負債に計上し、資産に係る消費税等のうち控除対象消費税等及び控除対象外消費税等未償却残高についてはその他資産に計上しております。</p> <p>3 担保に供している資産は有価証券4,547百万円であります。</p> <p>4 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は22百万円、延滞債権額は1,543百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものではありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は66,002百万円、圧縮記帳額は5,818百万円であります。</p> <p>2 同左</p> <p>3 担保に供している資産は有価証券5,065百万円であります。</p> <p>4 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は84百万円、延滞債権額は1,275百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものではありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 不動産及び動産の減価償却累計額は67,547百万円、圧縮記帳額は6,227百万円であります。</p> <p>3 担保に供している資産は有価証券5,511百万円であります。</p> <p>4 (1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものはありません。延滞債権額は1,447百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものではありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は51百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は1,617百万円であります。</p> <p>5 支払備金の内訳 支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる 75,647百万円 保険を除く) 同上にかかる 3,383百万円 出再支払備金 差引(イ) 72,263百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかか る支払備金(口) 10,632百万円 計(イ+口) 82,895百万円</p> <p>6 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任 205,944百万円 準備金控除前) 同上にかかる 出再責任準備 金 9,843百万円 差引(イ) 196,101百万円 その他の責任 準備金(口) 580,564百万円 計(イ+口) 776,665百万円</p> <p>7 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミット メントの総額 1,400百万円 貸出実行残高 536百万円 差引額 863百万円</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものはありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は1,360百万円であります。</p> <p>5 支払備金の内訳 支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる 86,417百万円 保険を除く) 同上にかかる 4,876百万円 出再支払備金 差引(イ) 81,541百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかか る支払備金(口) 10,621百万円 計(イ+口) 92,162百万円</p> <p>6 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任 211,702百万円 準備金控除前) 同上にかかる 出再責任準備 金 12,261百万円 差引(イ) 199,440百万円 その他の責任 準備金(口) 571,135百万円 計(イ+口) 770,576百万円</p> <p>7 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミット メントの総額 3,520百万円 貸出実行残高 2,625百万円 差引額 894百万円</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものはありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は1,447百万円であります。</p> <p>5 支払備金の内訳 支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる 85,040百万円 保険を除く) 同上にかかる 5,397百万円 出再支払備金 差引(イ) 79,642百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかか る支払備金(口) 11,109百万円 計(イ+口) 90,751百万円</p> <p>6 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任 207,819百万円 準備金控除前) 同上にかかる 出再責任準備 金 11,518百万円 差引(イ) 196,301百万円 その他の責任 準備金(口) 573,708百万円 計(イ+口) 770,009百万円</p> <p>7 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミット メントの総額 4,520百万円 貸出実行残高 2,635百万円 差引額 1,884百万円</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年3月31日現在)
<p>8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>(1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日</p> <p>(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。</p> <p>(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 8,505百万円</p>	<p>8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>(1) 再評価の実施年月日 同左</p> <p>(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 同左</p> <p>(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、8,154百万円であります。</p>	<p>8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>(1) 再評価の実施年月日 同左</p> <p>(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 同左</p> <p>(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、8,529百万円であります。</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 181,799百万円 支払再保険料 32,925百万円 差引 148,873百万円 2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 101,714百万円 回収再保険金 24,116百万円 差引 77,597百万円 3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料及び集金費 29,261百万円 出再保険手数料 2,838百万円 差引 26,422百万円 4 支払備金戻入額( は繰入額)の内訳 支払備金戻入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く) 2,331百万円 同上にかかる出再支払備金戻入額 3,026百万円 差引(イ) 695百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金戻入額(口) 718百万円 計(イ+口) 22百万円	1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 182,884百万円 支払再保険料 33,511百万円 差引 149,372百万円 2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 102,116百万円 回収再保険金 21,484百万円 差引 80,631百万円 3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料及び集金費 29,160百万円 出再保険手数料 3,072百万円 差引 26,087百万円 4 支払備金繰入額( は戻入額)の内訳 支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く) 1,377百万円 同上にかかる出再支払備金繰入額( は戻入額) 521百万円 差引(イ) 1,898百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額( は戻入額)(口) 487百万円 計(イ+口) 1,411百万円	1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 357,011百万円 支払再保険料 61,604百万円 差引 295,407百万円 2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 207,132百万円 回収再保険金 46,671百万円 差引 160,461百万円 3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料及び集金費 57,870百万円 出再保険手数料 5,885百万円 差引 51,984百万円 4 支払備金繰入額( は戻入額)の内訳 支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く) 7,061百万円 同上にかかる出再支払備金繰入額( は戻入額) 1,012百万円 差引(イ) 8,073百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額( は戻入額)(口) 240百万円 計(イ+口) 7,833百万円 上記支払備金繰入額7,833百万円には、その他特別損失として計上した額6,132百万円を含んでおります。

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>5 責任準備金戻入額( は繰入額)の内訳</p> <p>普通責任準備金戻入額(は繰入額)(出再責任準備金控除前) 3,894百万円</p> <p>同上にかかる出再責任準備金戻入額(は繰入額) 777百万円</p> <hr/> <p>差引(イ) 3,117百万円</p> <p>その他の責任準備金戻入額(口) 3,734百万円</p> <hr/> <p>計(イ+口) 616百万円</p> <p>6 利息及び配当金収入の内訳</p> <p>預貯金利息 0百万円</p> <p>買入金銭債権利息 3百万円</p> <p>有価証券利息・配当金 8,343百万円</p> <p>貸付金利息 764百万円</p> <p>不動産賃貸料 940百万円</p> <p>その他利息・配当金 145百万円</p> <hr/> <p>計 10,197百万円</p> <p>7 特別利益は、不動産動産処分益であります。</p> <p>8 特別損失のうち、特別法上の準備金繰入額以外のものは、次のとおりであります。</p> <p>減損損失 379百万円</p> <p>不動産動産処分損 48百万円</p> <hr/> <p>計 427百万円</p> <p>9 固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険事業等の用に供している不動産等について保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用資産、遊休資産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p>	<p>5 責任準備金繰入額( は戻入額)の内訳</p> <p>普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) 3,882百万円</p> <p>同上にかかる出再責任準備金繰入額 743百万円</p> <hr/> <p>差引(イ) 3,139百万円</p> <p>その他の責任準備金繰入額(は戻入額)(口) 2,572百万円</p> <hr/> <p>計(イ+口) 566百万円</p> <p>6 利息及び配当金収入の内訳</p> <p>預貯金利息 0百万円</p> <p>買入金銭債権利息 3百万円</p> <p>有価証券利息・配当金 10,563百万円</p> <p>貸付金利息 745百万円</p> <p>不動産賃貸料 879百万円</p> <p>その他利息・配当金 200百万円</p> <hr/> <p>計 12,393百万円</p> <p>7 特別利益は、固定資産処分益であります。</p> <p>8 特別損失のうち、特別法上の準備金繰入額以外のものは、次のとおりであります。</p> <p>I B N R 備金追加計上額 6,132百万円</p> <p>減損損失 585百万円</p> <p>不動産動産処分損 227百万円</p> <hr/> <p>計 6,946百万円</p> <p>9 固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険事業等の用に供している不動産等について保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用資産、遊休資産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p>	<p>5 責任準備金戻入額( は繰入額)の内訳</p> <p>普通責任準備金戻入額(は繰入額)(出再責任準備金控除前) 5,770百万円</p> <p>同上にかかる出再責任準備金戻入額(は繰入額) 2,453百万円</p> <hr/> <p>差引(イ) 3,317百万円</p> <p>その他の責任準備金戻入額(口) 10,590百万円</p> <hr/> <p>計(イ+口) 7,272百万円</p> <p>6 利息及び配当金収入の内訳</p> <p>預貯金利息 0百万円</p> <p>買入金銭債権利息 6百万円</p> <p>有価証券利息・配当金 18,272百万円</p> <p>貸付金利息 1,520百万円</p> <p>不動産賃貸料 1,840百万円</p> <p>その他利息・配当金 296百万円</p> <hr/> <p>計 21,937百万円</p> <p>7 特別利益は、不動産動産処分益であります。</p> <p>8 特別損失のうち、特別法上の準備金繰入額以外のものは、次のとおりであります。</p> <p>I B N R 備金追加計上額 6,132百万円</p> <p>減損損失 585百万円</p> <p>不動産動産処分損 227百万円</p> <hr/> <p>計 6,946百万円</p> <p>9 固定資産の減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険事業等の用に供している不動産等について保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用資産、遊休資産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																											
<p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 賃貸用資産の一部については、各々の不動産から生ずる損益が継続してマイナスとなっているものがあり、これらの物件のうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回っている物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>また、遊休資産等については将来の用途が定まっていないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループの概要及び減損損失の資産種類ごとの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">場所等</th> <th colspan="4">減損損失(百万円)</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用不動産</td> <td>土地及び建物</td> <td>下関ビル</td> <td>45</td> <td>100</td> <td></td> <td>145</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地及び建物</td> <td>高山市内に保有している用地等(全27物件)</td> <td>123</td> <td>63</td> <td></td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>遊休不動産内や倉庫に保管している動産</td> <td></td> <td></td> <td>46</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>168</td> <td>163</td> <td>46</td> <td>379</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 賃貸用資産については、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。また、遊休資産については、正味売却価額を回収可能価額としております。</p> <p>不動産の正味売却価額は、売却予定額、不動産鑑定士による鑑定評価額、路線価方式による相続税評価額等を基に算定しております。また、使用価値の算定に使用した割引率は8.5%であります。</p>	用途	種類	場所等	減損損失(百万円)				土地	建物	その他	計	賃貸用不動産	土地及び建物	下関ビル	45	100		145	遊休資産	土地及び建物	高山市内に保有している用地等(全27物件)	123	63		187	動産	遊休不動産内や倉庫に保管している動産			46	46	計			168	163	46	379	<p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 賃貸用資産の一部については、各々の不動産から生ずる損益が継続してマイナスとなっているものがあり、これらの物件のうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回っている物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>また、遊休資産等については将来の用途が定まっていないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループの概要及び減損損失の資産種類ごとの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">場所等</th> <th colspan="4">減損損失(百万円)</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用不動産</td> <td>土地及び建物</td> <td>下関ビル</td> <td>45</td> <td>100</td> <td></td> <td>145</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td>土地及び建物</td> <td>高山市所在の用地等、全38物件</td> <td>228</td> <td>87</td> <td></td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>遊休不動産内や倉庫に保管している動産</td> <td></td> <td></td> <td>124</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>273</td> <td>187</td> <td>124</td> <td>585</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 賃貸用資産については、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。また、遊休資産については、正味売却価額を回収可能価額としております。</p> <p>不動産の正味売却価額は、売却予定額、不動産鑑定士による鑑定評価額、路線価方式による相続税評価額等を基に算定しております。また、使用価値の算定に使用した割引率は8.5%であります。</p>	用途	種類	場所等	減損損失(百万円)				土地	建物	その他	計	賃貸用不動産	土地及び建物	下関ビル	45	100		145	遊休資産	土地及び建物	高山市所在の用地等、全38物件	228	87		315	動産	遊休不動産内や倉庫に保管している動産			124	124	計			273	187	124	585
用途				種類	場所等	減損損失(百万円)																																																																							
	土地	建物	その他			計																																																																							
賃貸用不動産	土地及び建物	下関ビル	45	100		145																																																																							
遊休資産	土地及び建物	高山市内に保有している用地等(全27物件)	123	63		187																																																																							
	動産	遊休不動産内や倉庫に保管している動産			46	46																																																																							
計			168	163	46	379																																																																							
用途	種類	場所等	減損損失(百万円)																																																																										
			土地	建物	その他	計																																																																							
賃貸用不動産	土地及び建物	下関ビル	45	100		145																																																																							
遊休資産	土地及び建物	高山市所在の用地等、全38物件	228	87		315																																																																							
	動産	遊休不動産内や倉庫に保管している動産			124	124																																																																							
計			273	187	124	585																																																																							

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式	48,132	32	0	48,163

(変動事由の概要)

株式数の増加32千株は単元未満株式の買取りによるものであり、減少0千株は単元未満株主への売渡しによるものであります。



(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)					当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)					前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																														
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																														
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																										
動産	365	108		256	動産	1,085	270		815	動産	837	185		652																																										
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料中間会計期間末残高相当額等 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td><td>78百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td><td>178百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td><td>256百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が不動産及び動産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td><td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td><td>百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>					1年内	78百万円	1年超	178百万円	合計	256百万円	支払リース料	22百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	22百万円	減損損失	百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料中間会計期間末残高相当額等 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td><td>224百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td><td>590百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td><td>815百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td><td>105百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>105百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td><td>百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					1年内	224百万円	1年超	590百万円	合計	815百万円	支払リース料	105百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	105百万円	減損損失	百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td><td>193百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td><td>459百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td><td>652百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td><td>122百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>122百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td><td>百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					1年内	193百万円	1年超	459百万円	合計	652百万円	支払リース料	122百万円	リース資産減損勘定の取崩額	百万円	減価償却費相当額	122百万円	減損損失	百万円
1年内	78百万円																																																							
1年超	178百万円																																																							
合計	256百万円																																																							
支払リース料	22百万円																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																																							
減価償却費相当額	22百万円																																																							
減損損失	百万円																																																							
1年内	224百万円																																																							
1年超	590百万円																																																							
合計	815百万円																																																							
支払リース料	105百万円																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																																							
減価償却費相当額	105百万円																																																							
減損損失	百万円																																																							
1年内	193百万円																																																							
1年超	459百万円																																																							
合計	652百万円																																																							
支払リース料	122百万円																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	百万円																																																							
減価償却費相当額	122百万円																																																							
減損損失	百万円																																																							

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度	
1株当たり純資産額	338.59円	1株当たり純資産額	375.82円	1株当たり純資産額	396.04円
1株当たり中間純利益	9.71円	1株当たり中間純利益	11.15円	1株当たり当期純利益	16.95円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	9.71円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	11.13円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	16.94円

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	4,305	4,940	7,512
普通株主に帰属しない金額(百万円)			
普通株式に係る 中間(当期)純利益(百万円)	4,305	4,940	7,512
普通株式の期中平均株式数(千株)	443,097	443,125	443,122
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)			
普通株式増加数(千株)	52	646	202
(うち新株予約権(千株))	(52)	(646)	(202)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含 めなかった潜在株式の概要	該当ありません。	同左	同左

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年3月31日現在)
純資産の部の合計額(百万円)		166,529	
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)			
普通株式に係る 中間期末の純資産額(百万円)		166,529	
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(千株)		443,109	

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		(自己株式の取得)及び(ストックオプション制度の採用)につきましては、「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」に係る注記のうち(重要な後発事象)に記載しております。

[前へ](#)

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第89期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(1)有価証券報告書の訂正報告書)を平成18年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書を平成18年8月29日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書を平成18年8月29日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(3)臨時報告書の訂正報告書)を平成18年10月2日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(4)臨時報告書の訂正報告書)を平成18年10月2日関東財務局長に提出。

(7) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 平成18年5月22日 至 平成18年5月31日)平成18年10月11日関東財務局長に提出。

報告期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年6月30日)平成18年10月12日関東財務局長に提出。

報告期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年7月31日)平成18年10月12日関東財務局長に提出。

報告期間(自 平成18年8月1日 至 平成18年8月31日)平成18年10月12日関東財務局長に提出。

報告期間(自 平成18年9月1日 至 平成18年9月30日)平成18年10月12日関東財務局長に提出。

報告期間(自 平成18年10月1日 至 平成18年10月31日)平成18年11月10日関東財務局長に提出。

報告期間(自 平成18年11月1日 至 平成18年11月30日)平成18年12月13日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

富士火災海上保険株式会社  
取締役会 御中

## 中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 吉田 周 邦  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 澤 口 雅 昭  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士火災海上保険株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士火災海上保険株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間から改正後の退職給付に係る会計基準等を適用し、中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

富士火災海上保険株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安 川 文 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士火災海上保険株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士火災海上保険株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

富士火災海上保険株式会社  
取締役会 御中

## 中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 吉田 周 邦  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 澤 口 雅 昭  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士火災海上保険株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第89期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、富士火災海上保険株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間から改正後の退職給付に係る会計基準等を適用し、中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

富士火災海上保険株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安 川 文 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士火災海上保険株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第90期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、富士火災海上保険株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。